

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	カード交付推進室
委 託 業 務 名	マイナンバーカード交付予約受付等コールセンター業務
委 託 業 務 場 所	大津市マイナンバーコールセンター運営施設
概 要	市民からのマイナンバーカード交付予約受付対応及び問い合わせ対応
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和3年4月1日
契 約 金 額	金 27,997,200円（年間）
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪市都島区東野田町四丁目15番82号 〔名 称〕 株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクトは、現在本市の総合コールセンター業務を行っている。そのため、当該委託業務の履行にあたっては、既存の電話交換等の回線設備やFAQシステム等を活用できる他、総合コールセンター内において共通の監督者の下で効率的に業務を行うことが可能である。</p> <p>加えて、当該業者は令和3年3月1日より当該委託業務を請け負っており、これまでの知識やノウハウを活かしながら継続して業務を行うことが可能である。</p> <p>以上のことから、当該業者が迅速かつ適切で、最も安価に本市の求める業務を行える唯一の業者であるため、当該業者を選定するものである。</p>
根 拠 規 程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。